



平成 21 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 南海プライウッド株式会社  
代表者名 代表取締役社長 丸山 徹  
(コード番号：7887 大証 2 部)  
問合せ先 執行役員 管理部門長 松浦 義博  
(TEL：087-825-3615)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 株主権行使の手続きに関する事項が、株式取扱規則に定められていることを明確にするために、現行定款第 11 条(株式取扱規則)に所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役会において迅速かつ的確な意思決定を行うことを目的として、現行定款第 18 条(員数)に定める取締役の員数の上限を 12 名以内から 7 名以内に削減するものであります。

(4) その他、規定の削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款一部変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日

定款一部変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.~3. (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.~3. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする</p> <p>第18条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>